

● クラウドファンディングを活用した遊休不動産再生の支援先 4 件を選定：国交省

国土交通省では、クラウドファンディング等を活用した不動産証券化手法による空き家・空き店舗などの遊休不動産の再生等を促進するため、専門家派遣等による支援先を 6 月から募集していたが、8 月 28 日、選定された事業者・団体を公表した。

選定されたのは、株式会社エンジョイワークスによる京都市での空き店舗改修・複合施設化、株式会社 KA.MI.FU. 企画による沖縄県島尻郡での古民家の琉球文化体験施設への改修、9 株式会社による大阪市での空き家を改修した宿泊施設のクラウドファンディング等による証券化、和歌山市役所による市内の公的不動産の証券化手法活用の検討、あわせて 4 件。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 地価 L00K、上昇地区割合が 95%：国交省

国土交通省は 8 月 17 日、2018 年第 2 四半期の地価 LOOK レポートを公表した。主要都市の高度利用地（全国 100 地区）における地価は全体として緩やかな上昇基調が継続した（上昇地区は前期 91 地区→今期 95 地区）。上昇地区数の割合が 2 期連続して 9 割を上回った。ただし、緩やかな上昇（0～3%の上昇）の地区が大半であった。

地価上昇の主な要因として、空室率の低下等の好調なオフィス市況、再開発事業の進捗による繁華性の向上、訪日観光客による旺盛な消費・宿泊需要、利便性の高い地域等での堅調なマンション需要、堅調な不動産投資の継続が挙げられた。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 瑕疵担保の資力確保、建設会社の 99.5% 宅建業者の 98.3% が保険を利用：国交省

国土交通省は 8 月 9 日、住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保の実施状況について、2018 年 3 月 31 日時点の届け出受理状況を公表した。

2009 年 10 月 1 日以降に新築住宅を引き渡した建設業者（請負業者）および宅地建物取引業者（販売業者）は、住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託のいずれかの方法により資力確保措置を講じることが義務づけられている。

2017 年 10 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日に建設会社が引き渡した新築住宅 34 万 4,829 戸のうち、保証金の供託は 16 万 7,662 戸（48.6%）、保険加入をしたのは 17 万 7,167 戸（51.4%）であった。また事業者ベースでみると、保証金の供託のみの事業者が 115（0.5%）、保険加入のみが 2 万 1,052（99.3%）、供託と保険の併用が 41（同 0.2%）であった。

宅建業者が引き渡した新築住宅 15 万 1,549 戸のうち、保証金の供託は 7 万 2,201 戸（47.5%）、保険加入をしたのは 7 万 9,528 戸（52.5%）であった。事業者ベースでみると、供託のみが 97（1.6%）、保険加入は 5,752 事業者（97.8%）、供託と保険の併用は 31 事業者（0.5%）であった。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「空き地対策のモデル調査」7団体を決定：国交省

国土交通省は8月1日、「空き地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」において、支援対象として採択された7団体を公表した。これは、空き地対策に関し、NPO団体や民間事業者、法務や不動産の専門家、市区町村等が単独もしくは連携して行っている先進的な取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を支援するもの。12団体が応募し、7団体が採択された（応募期間は6月18日から7月19日）。採択された団体の名称等は以下の通り。

- ・ 下川町ふるさと開発振興公社（北海道下川町）：豪雪地域ならではの空き地を活用した共助型雪処理スキーム構築のための調査事業
- ・ コトハバ（群馬県みなかみ町）：絶景空き地でのキャンピングオフィスを通じた、地主と都市部テレワーカーとの関係性構築事業
- ・ 緑が丘西自治会（千葉県八千代市）：新市街地・街なか未利用地活用事業
- ・ エンジョイワークス（神奈川県三浦市）：トレーラーハウスを利用した、三浦の農体験ができる宿泊施設運営事業
- ・ 福井大学（福井県福井市、坂井市、あわら市）：非集約エリアなど郊外での空き地活用の仕組みづくりとエリアマネジメントに向けた基盤構築
- ・ 神戸市（兵庫県神戸市）：司法書士会との連携による財産管理人制度の有効活用
- ・ NPO法人兵庫空き家相談センター（兵庫県宝塚市）：空き地所有者等に対する啓蒙活動

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「まちづくり活動財源の地産地消」に向けたガイドライン：国交省

国土交通省は8月1日、「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」を公表した。まちの魅力を高める地域のまちづくり活動（公共公益施設の維持管理等）の役割を民間団体が担う際に、最も大きな課題の一つが「財源の確保」である。このガイドラインでは、既存制度を組み合わせ、地域で生み出される財源を地域で効果的に活用できる枠組みとして“再分配法人”を提案するとともに、その税務関係を整理した。

【ガイドラインの主な特徴】

1. 地域で生み出され、地域の民間まちづくり活動に活用できる財源を「地域まちづくり協力金」と称し、例示。
2. 地域まちづくり協力金を集約し、地域全体を見渡して財源の調整機能を担う法人を“再分配法人”と称し、再分配法人の業務内容や適した法人形態を明確化。
3. 再分配法人の法人形態や業務内容に照らし、現行税制上の法人税の課税関係を整理し、明示。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」、58 件を採択：国交省

国土交通省は 7 月 31 日、「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の採択事業 58 件を公表した。これは、空き家対策を加速化させるため、人材育成・相談体制の整備を行う取組〔部門 1・個別課題〕や空き家の発生抑制、除去、利活用等のモデル的な取組〔部門 2・共通課題〕に対して支援するもの。応募件数 132 件（部門 1：71 件、部門 2：61 件）に対し、58 件（部門 1：36 件、部門 2：22 件）が採択された（応募期間は 5 月 24 日から 6 月 25 日）。

人材育成と相談体制の整備を図る部門 1 では、「地域の空き家対策を総合的にコーディネートできる人材の育成、連携体制の構築を行い、ニーズ調査やケーススタディを通じて、マニュアルや利活用モデルケース等を作成する事業」や「空き家相談案件を解決する人材の確保、相談案件ごとにプロジェクトチームを専門家横断で組織し、解決につなげる事業」等が、共通問題の解決を図る部門 2 では、「不良な空き家約千件の利用可能性調査を行い、対象家屋十件を選定し、民間図書館化する事業」や「都市と地域における人材の流動化と二地域居住の推進を図るため、観光協会が取り組んできたワーキングツーリズムとマルチワーカーを他の離島地域に広げる事業」等が採択された。

[報道発表資料：国土交通省](#)